平成２５年（フ）第３３号
岐阜市三田洞東５丁目16番９号　アットホームみのり207号室
債務者　井野根　昇
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
名古屋市名東区西山本通３丁目22番地　メイツ西山本通201号
債務者　澁谷　朋美（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５１号
神戸市長田区六番町３丁目３番地の30　南側、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町４丁目10番２号
債務者　武本くるみ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７１号
神戸市兵庫区滝山町７番地の51　パレス西神戸603号
債務者　夢咲喜こと　爲則新一郎
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
神戸市北区北五葉７丁目１番３―506号、従前の住所神戸市北区藤原台北町５丁目３番６―1702号
債務者　福島　一美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
神戸市垂水区狩口台６丁目７番２―402号
債務者　吉井　有美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県西宮市甲風園３丁目14番８―304号
債務者　竹本　哲也
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目76番地メゾンプロムナード502号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８７号
鳥取県米子市東町446番地　市住105号
債務者　前田志津子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１９５号
鳥取県米子市淀江町佐陀1976番地１
債務者　井田　友昭
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２５３号
広島市佐伯区隅の浜２丁目７番１―12―605号
債務者　児玉　正敏
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７７号
広島県廿日市市阿品台西３番33―108号
債務者　石原　幹雄
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２０号
広島市佐伯区五日市中央３丁目４番12―202号、申立時の住所広島市佐伯区五日市町大字美鈴園12番地11　101
債務者　エスノネットオーク、マインドキャブこと　須藤　　智
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
広島県東広島市西条東北町10番７―104号
債務者　徳永むつみ
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
愛媛県宇和島市別当３丁目６番12号　県営住宅宮の下第２団地
債務者　朝倉　隆子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３号
愛媛県宇和島市別当３丁目６番12号
債務者　朝倉　一人
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１６号
大分市大字下郡1591番地の10　佐藤アパート６
債務者　佐野マリ子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係